

○島田市入札参加制限等措置要綱

平成19年9月28日

告示第159号

改正 平成20年3月31日告示第94号

平成21年12月25日告示第257号

平成23年8月2日告示第176号

平成28年11月28日告示第232号

令和3年3月11日告示第29号

島田市指名停止等措置要綱（平成17年島田市告示第106号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する工事等に係る契約の適正な履行を確保するため、入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故等を起こし、贈賄し、又は不正の行為等を行った場合における入札への参加の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（平28告示232・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等 次に掲げるものをいう。

ア 工事及び製造の請負

イ 業務の委託

ウ 物品等の購入、売払い、修繕及び賃貸借

(2) 入札参加制限 別表第1又は別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件に該当するため、一定の期間、市が実施する工事等の契約に係るすべての入札への参加をさせない措置をいう。

（入札参加制限）

第3条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めたときは、当該措置要件ごとに別表各項に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者の入札参加制限を行うものとする。

2 市長は、入札参加制限に係る有資格業者を現に指名競争入札における指名業者と

して指名をし、又は入札参加制限に係る有資格業者の一般競争入札への参加の資格確認を行っているときは、入札の執行前に限り、当該指名を取り消し、又は当該一般競争入札への参加をさせないこととする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加制限)

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加制限を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加制限を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加制限を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加制限を行うものとする。

4 前条第2項の規定は、前3項の場合に準用する。

(入札参加制限の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当した場合の入札参加制限の期間は、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期を比較し、それぞれ最も長い期間をもって短期及び長期とする。

2 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項、前項、第4項及び第6条第1号から第3号までの規定による入札参加制限の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

3 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加制限の期間を定める必要があるときは、入札参加制限の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は、36月）まで延長することができる。

4 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の入札参加制限の期間の短期は、別表各項に定める期間の短期の2倍（当初の入札参加制限の期間が

1月に満たないときは、1.5倍)とする。

(1) 入札参加制限の期間の満了後1年を経過するまでの間(入札参加制限の期間中を含む。)に、別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき(次号に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第2の1の項から3の項までに掲げる措置要件に係る入札参加制限の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表1の項から3の項までに掲げる措置要件に該当することとなったとき。

5 市長は、入札参加制限の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前各項及び第6条に定める期間の範囲内で入札参加制限の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第2の2の項又は3の項に掲げる措置要件に該当し、かつ、当初の入札参加制限の期間が満了しているときは、当初の入札参加制限の期間を変更したと想定した場合の期間から当初の入札参加制限の期間を控除した期間をもって、新たに入札参加制限を行うことができるものとする。

(平28告示232・一部改正)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加制限の期間の特例)

第6条 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合の入札参加制限の期間については、当該各号に定めるところによる。

(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の2の項措置要件の欄2又は3の項措置要件の欄2に掲げる措置要件に該当した場合 当該措置要件ごとに定める期間の短期を2倍とする。

(2) 別表第2の2の項から3の項までに掲げる措置要件に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判

決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになった場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該措置要件ごとに定める期間の短期を2倍とする。

(3) 別表第2の2の項に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があった場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該措置要件ごとに定める期間の短期を2倍とする。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の2の項に掲げる措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由がある場合 島田市入札参加者等審査委員会（以下「委員会」という。）において別に定めるところによる。

(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の3の項に掲げる措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由がある場合（第1号又は第2号に該当することとなった場合を除く。） 委員会において別に定めるところによる。

（平21告示257・平23告示176・平28告示232・令3告示29・一部改正）

（解除）

第7条 市長は、入札参加制限の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加制限を解除するものとする。

（審査依頼）

第8条 市工事等を担当する課長等（以下「担当課長等」という。）は、所管する市工事等について別表各項に掲げる措置要件に該当すると認められるとき、又はその疑いがあるときは速やかに委員会に諮らなければならない。

2 担当課長等は、第5条第5項の入札参加制限の期間の変更及び第7条の入札参加制限の解除に該当すると認められるときは、速やかに委員会に諮らなければならない。

（平28告示232・一部改正）

(入札参加制限の通知)

第9条 市長は、第3条第1項又は第4条の規定により入札参加制限を行うときは、入札参加制限通知書(様式第1号)、第5条第5項の規定により入札参加制限の期間を変更するときは入札参加制限の期間変更通知書(様式第2号)、第7条の規定により入札参加制限を解除するときは入札参加制限解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加制限の通知をする場合において、当該入札参加制限の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、入札参加制限の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。ただし、災害時の応急工事その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(平28告示232・一部改正)

(下請等の禁止)

第11条 入札参加制限の期間中の有資格業者は、市長の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することはできない。

(入札参加制限に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当しない場合であって、入札参加制限を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに改正前の島田市指名停止等措置要綱の規定によりされた指名停止に関する措置は、改正後の島田市入札参加制限等措置要綱(以下「新要綱」という。)の相当規定によりされた措置とみなす。

3 入札参加制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、新要綱別表各項の措置要件に該当する場合は、新要綱の規定を適用する。

4 榛原郡川根町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに川根町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成9年川根町告示第7号）の規定に基づいてされた指名停止のうち、編入日においてその停止期間が継続しているものについては、その期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

（平20告示94・追加）

5 入札参加制限の対象となる事実行為が編入日の前日までに行われた場合であっても、編入日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各項の措置要件に該当する場合は、この告示の規定を適用する。

（平20告示94・追加）

附 則（平成20年3月31日告示第94号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日告示第257号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第2の2の部の改正規定（「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。）は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 入札参加制限の対象となる事実行為がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに行われた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、改正後の島田市入札参加制限等措置要綱（以下「改正後の告示」という。）別表第2各項の措置要件に該当する場合は、改正後の告示の規定を適用する。

附 則（平成23年8月2日告示第176号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年11月28日告示第232号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市入札参加制限等措置要綱別表第2の2の項及び3の項の規定は、この告示の施行の日以後に行われた入札参加制限の対象となる事実行為について適用し、同日前に行われた事実行為については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月11日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令3告示29・一部改正）

県内において生じた事故等に基づく措置基準

	区分	措置要件	期間
1	虚偽記載	市が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上6月以内
2	過失による粗雑工事等	1 市が発注する工事等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引渡しを受けた工事等の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	1月以上6月以内
		2 県内における工事等で市が発注する工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
3	契約違反	2の項措置要件の欄1に掲げる場合のほか、市が発注する工事等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2週間以上4月以内
4	安全管理措	1 市が発注する工事等に当たり、安全管理の	1月以上6月以内

	置の不適切により生じた公衆損害事故	1 措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
		2 一般工事等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
5	安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故	1 市が発注する工事等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4月以内
		2 一般工事等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内

別表第2（第3条関係）

（平21告示257・平28告示232・一部改正）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	区分	措置要件	期間
1	贈賄	1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲	4月以上12月以内 3月以上9月以内

		<p>げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	2月以上6月以内
		<p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
		<p>3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上2月以内</p>
2	独占禁止法違反行為	<p>1 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（この項の次欄に掲げる場合を除く。）。</p>	16月以上24月以内
		<p>2 市が発注する工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	18月以上36月以内
3	競争入札妨害又は談合	<p>1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（この項の次欄に掲げる場合を除く。）。</p>	6月以上24月以内

		2 市が発注する工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18月以上36月以内
4	建設業法違反行為	1 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（この項の次欄に掲げる場合を除く。）。	1月以上9月以内
		2 市が発注する工事等に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上9月以内
5	不正又は不誠実な行為	1 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内
		2 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内

様式第1号（第9条関係）

入札参加制限通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長

印

このたび、島田市入札参加制限等措置要綱の別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当することになったことは、誠に遺憾であります。よって次のとおり入札参加制限を行うこととしたので通知します。今後は、このような事態を起こさないよう十分注意すること。（改善措置の詳細について報告してください。）

入札参加制限の期間	年	月	日から	年	月	日まで
入札参加制限の理由						

様式第2号（第9条関係）

入札参加制限期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



先に、 年 月 日付け 第 号をもって入札参加制限を行った旨を通知したところですが、この度、次のとおり当該入札参加制限の期間を変更したので通知します。

従前の入札参加制限期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の入札参加制限期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更の理由		

様式第3号（第9条関係）

入札参加制限解除通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



先に、 年 月 日付け 第 号をもって入札参加制限を行った旨を通知したところですが、この度、当該入札参加制限を解除したので通知します。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)